

検 企 業 第 3 4 号
令和2年12月25日

関 係 各 位

日本消防検定協会
総務部長 大久保 一 広
(公 印 省 略)

消防法施行規則の一部を改正する省令の公布に係る協会の対応
について

標題の件について、本日、消防法施行規則の一部を改正する省令が公布され、日本消防検定協会（以下「協会」という。）に提出される消防法令に基づく申請
手続書面への押印は不要とされましたが、協会が定める規程類で求める申請、依
頼等の手続について次のように取り扱うこととしますので、お知らせします。

- 1 検定業務規程、受託評価業務規程及び合格証票類取扱特例規程に基づく申
請、依頼等の手続書面については、今後規程類の改正を行う予定であることか
ら、押印を令和3年3月31日までの間、省略できることとします。
- 2 1の場合における申請、依頼等の手続書面については、協会に持参するこ
とが困難なものとして取扱うこととし、新型コロナウイルスの感染拡大防止策
が求められる間、郵送等により提出することができることとします。
- 3 消防法（昭和23年法律第186号）第21条の4第1項に規定する検定対
象機械器具等の総務大臣への型式承認の申請について、あらかじめ協会が預
かることができることとし、消防庁予防課への申請を協会において代行でき
ることとします。
- 4 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた協会における申請手続の対
応について（令和2年6月1日検企業第10号）」については、廃止します。

(問合せ先)

日本消防検定協会企画研究部業務課
担当 齋藤、永留、秋元
電話：0422-44-7471（代表）
電子メール gyoumuka@jfeii.or.jp